



①企業年金加入者のiDeCoの拠出限度額の見直し

2024年12月（2025年1月引き落とし分）から、確定給付型（以下DB等）の他制度(※)に加入している方は、iDeCoの拠出限度額が変更になります。

現在、DB等の他制度に加入している方（公務員を含む）のiDeCoの拠出限度額は、1.2万円が上限ですが、2024年12月以降、**iDeCoの掛金額を最大2万円まで引き上げることができるようになります**。詳細は下表をご確認ください。

※ 確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、公務員の退職等年金給付（共済）

【iDeCoの拠出限度額】

国民年金第2号被保険者		2022年10月1日～	2024年12月1日～
1	企業型DCのみに加入	月額5.5万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額2万円を上限)	月額5.5万円 - (各月の企業型DCの事業主掛金額 + DB等の他制度掛金相当額) (ただし、月額2万円を上限)
2	企業型DCと、DB等の他制度に加入	月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額 (ただし、月額1.2万円を上限)	
3	DB等の他制度のみに加入 (公務員を含む)	月額1.2万円	

● 注意点

- ① 企業型DCの掛金額やDB等の他制度掛金相当額によっては、**iDeCoの拠出限度額が2万円にならない場合があります**。
- ② 現在のiDeCoの掛金額よりも掛金を増額できるケースもあるが、場合によっては、**iDeCoの掛金額を減額する必要がある**たり、**拠出できなくなるケースもありえます**。
- ③ DB等の他制度に加入している方（公務員を含む）のiDeCoの掛金の拠出方法は、**毎月定額拠出のみ**に変更になります。
⇒ 現在、iDeCoの掛金が年単位拠出になっている方は、**毎月定額拠出への変更手続きが必要です**。
※ 毎月定額拠出に変更しなかった場合は、2024年12月（2025年1月引き落とし）以降、iDeCoの掛金が拠出停止となります。

①の例

上限が2万円にならないケース

5.5万円	1.5万円	iDeCoの拠出限度額
	1万円	企業型DCの事業主掛金額
	3万円	DB等の他制度掛金相当額

②の例

掛金の拠出ができなくなるケース

5.5万円	0.4万円 ⇒ 0円※2	iDeCoの拠出限度額
	2.1万円	企業型DCの事業主掛金額
	3万円	DB等の他制度掛金相当額

※2 掛金最低額 = 5千円を下回ると拠出できなくなります。



②iDeCo加入時等の事業主証明書の廃止等

今まで、会社員や公務員の方の加入手続き等でご提出いただいていた「事業主の証明書」が2024年12月から廃止となります。**「事業主の証明書」の廃止により、簡単によりスムーズにiDeCoにお申込みいただけるようになります。**なお、事業主払込を行う方は引き続き「事業主払込に関する証明書」が必要になります。

③iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合の脱退一時金の受給について

拠出限度額の見直しにより、DB等の他制度に加入する者（企業型DCに加入する者を除く。）は、DB等の他制度掛金相当額によっては、iDeCoの掛金の上限が小さくなったり、iDeCoの掛金の最低額（5千円）を下回り、掛金を拠出できなくなることがあります。

iDeCoの掛金を拠出できなくなった場合（5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額が、iDeCoの掛金の最低額を下回る場合）は、資産額が一定額（25万円）以下である等の脱退一時金の支給要件を満たした場合に脱退一時金を受給することができるようになります。

【2024年12月以降のiDeCoの脱退一時金受給要件】

- | |
|--|
| (1) 60歳未満であること |
| (2) 企業型DCの加入者でないこと |
| (3) iDeCoに加入できない者であること |
| (4) 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと |
| (5) 障害給付金の受給権者でないこと |
| (6) 企業型DCの加入者及びiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること、又は個人別管理資産の額が25万円以下であること |
| (7) 最後に企業型DC又はiDeCoの資格を喪失してから2年以内であること |

※ 上記(1)～(7)のいずれにも該当する必要があります。

※ 上記(3)の「iDeCoに加入できない者」とは以下の方になります。

- ・国民年金第1号被保険者であって、保険料の免除を申請している、又は、生活保護法による生活扶助を受給していることにより国民年金保険料の納付を免除されている方
- ・日本国籍を有しない海外居住の方
- ・DB等の他制度に加入する者（企業型DCに加入する者を除く。）であって、5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額がiDeCoの掛金の最低額を下回る方

【出典】厚生労働省のWEBサイト

本資料は、大和証券が作成日現在（2024年11月1日）把握している情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。今後、法令・制度等が変更された場合、記載内容が変更となる可能性がありますので、予めご了承ください。